

意見書案第1号

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む  
強化策を求める意見書の提出について

提出先

内閣総理大臣、法務大臣

上記の議案を宗像市議会会議規則第14条第1項の規定により、次のとおり提出する。

平成27年3月27日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提出者	宗像市議会議員	石松	和敏
賛成者	宗像市議会議員	神谷	建一
賛成者	宗像市議会議員	植木	隆信
賛成者	宗像市議会議員	小島	輝枝
賛成者	宗像市議会議員	花田	鷹人
賛成者	宗像市議会議員	北崎	正則

提案理由

ヘイトスピーチ根絶について、人種差別禁止の理念を明確にした法整備を強く要請するため、関係各機関に意見書を提出するもの。

ヘイトスピーチ対策について法整備を  
含む強化策を求める意見書（案）

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年 月 日

福岡県宗像市議会議長 吉田 益美